

令和元年 第10回

教育委員会臨時会会議録

とき 令和元年8月20日

品川区教育委員会

令和元年第10回教育委員会臨時会

日 時 令和元年8月20日(火) 開会：午後2時
閉会：午後3時10分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 有馬 勝
学校施設担当課長 若生 純一
学 務 課 長 篠田 英夫
指 導 課 長 工藤 和志
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
統括指導主事 唐澤 好彦

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 亀田 万恵
書 記 中嶋 康二

傍聴人数 5名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第55号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第56号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第57号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第58号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 協議事項 教育委員会事務事業の点検および評価における実施について
- 陳情審査 子どもの健やかな成長を願う陳情について
- 報告事項1 事務局職員の任免等について
- 報告事項2 都費教職員の任免等について（休職）
- 報告事項3 品川区立図書館の特別整理期間について
- 報告事項4 八潮図書館の工事について
- その他 令和元年9月の予定について(追加)

【教育長】 私から、開会の前に事務局にお話を申し上げたいと思います。

先般の教育委員会の休憩時間中、教育委員が十分な休憩をとることができませんでした。私が傍聴の方から質問を受けていたので、ほかの委員もそういった状況の中で、トイレに行く時間がとれずにそのまま後半の会議に入り、ある委員はやむを得ず中座をするというような状況になりました。事務局のほうで、しっかりと休憩時間をとるように配慮をお願いしたいというふうに思います。もし、傍聴の方から何か質問があるようであれば、事務局を通して質問をするように必ずお伝えください。

では、ただいまから令和元年第10回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の署名委員には、菅谷教育長職務代理人、富尾委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

まず、会議の持ち方についてですけれども、日程第4、報告事項1 事務局職員の任免等について、日程第4、報告事項2 都費教職員の任免等について(休職)、この2件につきましては人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして非公開の会議といたしますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件につきましては、全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、第55号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、日程第1、第56号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、日程第1、第57号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、日程第1、第58号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、以上4件を一括して事務局から説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは私のほうから、日程第1、第55号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、第56号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、第57号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、第58号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、以上4つの議案についてご説明いたします。

資料につきましては、ステープラー左上どめのもの、資料1～4と示しているものをごらんいただければと存じます。また、1ページ及び2ページの概要を用いて説明したいというふうに存じます。よろしくお願いいたします。

では初めに、今回の各条例改正の背景についてご説明いたします。

令和2年4月1日に施行される改正地方公務員法により、妊娠・出産等に係る欠員が生じた場合に加え、病気休暇や介護休暇などの事由による欠員が生じた場合についても新たに臨時的任用が可能となることから、幼稚園教育職員及び学校教育職員、いわゆる区固有教員を臨時的に任用する場合の勤務時間や給与等について条件整備を行うものでございます。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行により、令和元年12月14日より、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴い、幼稚園教育職員及び学校教育職員、いわゆる区固有教員の給与関係条例において、関連する規定を整備するものでございます。

それでは、職種ごとに説明をさせていただきます。

幼稚園教育職員に係る条例改正についてでございます。

第55号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、臨時的に任用された職員に適用される特別休暇の範囲を明確にする規定を定めるものでございます。具体的には、臨時的に任用された職員に適用される各種特別休暇からリフレッシュ休暇を除外するというものでございます。

続きまして、第56号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちらは、臨時的に任用された職員を昇給の対象から除外するという規定と、欠格条項の削除に関連して、期末手当、勤勉手当の支給の有無に関して判断する対象から成年被後見人、被保佐人に該当するに至ったことによる失職を除く規定を定めるものでございます。

続いて、裏面2ページをごらんいただければと思います。

続きまして、学校教育職員、いわゆる区固有教員に係る条例改正についての説明をいたします。

第57号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちらは、臨時的に任用された職員に適用される年次有給休暇に関する規定を定めるものでございます。また、先ほど幼稚園教育職員の勤務時間条例でご説明いたしましたものと同様に、臨時的に任用された職員に適用される特別休暇からリフレッシュ休暇を除外する規定を定めるものでございます。

さらに、育児休業に伴う常勤ではない臨時的に任用された職員の勤務時間、休日、休暇等について、別途教育委員会で定める旨、規定をするものでございます。

最後に、第58号議案 学校教育職員、いわゆる区固有教員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

先ほど幼稚園教育職員の給与条例でもご説明いたしましたものと同様に、臨時的に任用された職員を昇給の対象から除外するという規定と、育児休業に伴う常勤ではない臨時的に任用された職員の給与について、別途教育委員会が定めるという規定を設けるものでございます。

また、こちらも先ほど幼稚園教育職員の給与条例でも説明したものと同様、欠格条項の削除に関連して、期末手当、勤勉手当の支給の有無に関して判断する対象から、成年被後

見人、被保佐人に該当するに至ったことによる失職を除く規定を記してございます。

各条例の施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行となります。ただし、欠格条項関係の改正につきましては、令和元年12月14日から施行となります。

3ページ以降につきましては、議案と新旧対照表をつけさせていただきました。

以上、各条例の一部を改正する条例についてご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

なお、第3回定例会において当該条例の議決後、関連する規則のご審議をお願いする予定となります。よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑につきましては、この4つを一括して行いたいと思います。その後、採決につきましてはそれぞれの議案ごとに進めていく予定ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、一括して質疑があればお願ひしたいと思います。

どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 幼稚園教諭のところから始まるんですけど、期末・勤勉手当の支給の有無に関して判断する対象から成年被後見人、被保佐人に該当するに至ったことによる失職を除くと。これは具体的には、要するに勤勉手当は支給するということなんですか。要するに、失職しちゃうわけですよ。この方ね。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 もともとの経緯でいきますと、今までの地方公務員法では、成年被後見人及び被保佐人というのは受験資格がなかったんですけども、それが受験資格が新たに与えられたことによります。

【塚田委員】 与えられた？

【指導課長】 はい。その規定がなくなりましたので受験することが可能になりました。ということは、この条例にいう本来ありました失職に当たった場合、勤務した後に、成年被後見人あるいは被保佐人に該当した場合は失職するという規定があったんですけども、それは除かれることに、受験資格が得られましたので、勤務した後になるということはないと。つまり、成年被後見人、被保佐人であっても受験ができるし勤務ができるということになりましたので、そういった意味では期末・勤勉手当は支給されるということになるかと思ひます。

【塚田委員】 失職しないんですか。

【指導課長】 はい。

【塚田委員】 成年被後見人というと、通常精神判断ができないというふうに思ひうんだけど、それは構わないんですか。

【教育長】 どうぞ、指導課長。

【指導課長】 本地方公務員法改正では、人権に配慮する観点で、個別に審査をすることになったそうでございます。ですから、成年被後見人あるいは被保佐人、それぞれ程度がございますけれども、それぞれ個人をきちんと審査するという経緯になったということから、今まで一律に欠格事項であったというところもなくしたということです。

【塚田委員】 一律ではなくなって、その人は実際にどういう能力があるか。ただ、それは裁判所が判断しているんだと思ひうだけども。そうだったんですか。

【指導課長】 はい。ですから、そこは仮定の話になろうかと思うのですが、成年被後見人となれば勤務ができるというのは、必ずしも初めから決まるものではないという。あくまでも受験の部分の条項から消えた、除かれたというところでございます。

【塚田委員】 そうなんですか。

【教育長】 納得いかれましたでしょうか。

【塚田委員】 何かよくわからないですけど。

【教育長】 これは、法律から引いてきた状況になってきているということで、指導課長としてもなかなか厳しいところかなというふうには思います。ただ、塚田委員の専門性のほうから判断して、これはこういうふうを考えていくということも必要なんじゃないかというようにまたご示唆があれば、ぜひ与えていただければなというふうに思いますけれども、なかなか判断は難しいですね。これを判断するのが教育委員会ということになるのでしょうかね。

【塚田委員】 だから、被後見人にするかどうかは、家庭裁判所が判断するわけですよ。医師の診断書とかをもとに。この人はほぼ一日ちゃんとした能力がありませんということで被後見人になるわけなんだけど、なった人が勤務するんですかね。

【教育長】 そこをまた誰が判断するのかということですよ。恐らくこれに関連しては、本区だけではなくて全区そういう体制を組むということで、課長会等での情報共有の場面でもあるかもしれない。そういった機会にまた情報を拾っていくということも必要かなというふうに思います。

【塚田委員】 了解しました。

【教育長】 はい。

そのほか、いかがでしょうか。

職務代理者、どうぞ。

【菅谷教育長職務代理者】 議案がどうのこうのというんじゃないんですけど、物の考え方の中で、多分、第58号議案の一番最後のところですかね、いわゆる臨時職の方がすごく多いという状況が今後出てくる。その人たちの給与について、ちょっと踏み込んでいふという気はするんですよ。踏み込んでいふような気はするんですけど、均衡を図って、そのところのあんばいで人事委員会などで決めるのでしょうか、何かその辺が一番難しいなという感じがするんです。

臨時的であるからこそ余計、専門的な仕事が今まではあったと思うんですけど、それが一般的な仕事になってきているなと思うのと、その辺の給与のあんばいをきちんと図っていくって教育委員会の仕事として書いてあるけど、そのところの引き線が難しいなという感じが僕はします。

ただ、全体によくしていこうという流れの中で出てきているから仕方がない部分はあるかもしれないけど、何かもうちょっと考え方をいろいろしていかないと、臨時的に働く人たちが一生懸命働くという部分で、やっぱり多いと思うんですよ。そこが気になりましたというところですよ。

文章的には同じように書いてあるんですけど、より教育委員会の意味が強くなっているんじゃないかなという感じがするんです。済みません、感想です。

【教育長】 それについてはどうですか。ほかの委員の方、何かありますか。

これは別に、幼稚園と本区の固有教員に関する事項だけではなくて、区職員全体にもかわってくる話かなと思うので、庶務課管轄になるのでしょうか。職員全体の見方にもかわってくる要素かなというふうには思います。いずれにしましても、より働きやすい体制をつくっていくんだという基本的なラインの中での改正であることは間違いないかなというふうに考えます。

どうでしょう、あとはよろしいですか。ほかには質問とか、協議しておくところはございませんでしょうか。

それでは、第55号議案から第58号議案までについて採決してまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 では、先ほど申し上げましたように一つ一つ採決いたします。

第55号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件を原案どおり可決することと決定いたします。

次に、第56号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

3つ目が、第57号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件も原案どおり可決することと決定いたします。

最後に、第58号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件も原案どおり可決することと決定いたします。

次に移ります。日程第2、協議事項 教育委員会事務事業の点検及び評価に関する実施について、事務局からの説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは私から、教育委員会事務事業の点検及び評価についてご説明いたします。

資料の5-1をごらんください。

教育委員会の事務事業の点検・評価につきましては、平成20年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、毎年、事務の執行状況について点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ、議会に提出するとともに住民に公表しなければならないということになりまして、これまで実施してきたところでございます。

そして平成29年には、評価対象事業を全事業からある程度重点事業というふうに絞って、その中での評価をしてきたところでございます。今年度も同じような方式で行ってきたいと思っております。

3番に書いてあるとおり、評価の対象事業といたしましては、「新規事業」、「規模を拡大した事業」、「今後事業をするに当たっては工夫が必要だと思われる事業」、「その他」という形で、これらの中で事業を選定してまいります。

今後のスケジュールでございますけれども、本日、評価対象事業の決定をいただいて、同じく学識経験者による事業の選定もいただければなというふうに思っています。その後、我々のほうで事務作業を行って、事務事業の評価の検討を行ってまいります。

12月になりまして、この教育委員会の場で事業評価の事務局案についての検討をいただき、最終的には文教委員会ホームページに公表というような形で進めていければというふうに思っております。

1枚めくっていただきまして、5番、実施方法・基準でございますけれども、まず評価基準といたしましては、昨年同様、「継続性・効果性・効率性」というものを4段階評価で行いまして、最終的には総合評価ということで、「拡充・継続・見直し・廃止」という形で評価をしていきたいと思っております。

次のページは、参考として実施要領をつけてございます。実施要領の中の、ページをめくっていただきまして、6番の点検・評価の実施というところの(2)番で、「点検・評価をするに当たっては、学識経験者の知見を活用するものとし」とございますので、今年度も学識経験者に2つぐらいの事業を評価いただきたいと思いますところでございます。

最終ページが、具体的な事務事業評価シートとなります。

続いて、5-2の資料となります。

今回、事務局のほうで事前に事務事業を選定しております。

まず、縦のほうの合計欄を見ていただきまして、庶務課から図書館まで計12事業を選定しております。横に見まして、新規事業が1事業、規模を拡大した事業が4事業、今後工夫が必要と思われる事業が7事業ということで、12事業を選定しております。全事業は121事業ありますので、約1割ということになります。

めくっていただきまして、選定した12の事業をこちらのほうで示してございます。

新規事業といたしましては、部活動指導員の配置。規模を拡大した事業は、学校改築から特別支援教育のサポートまでの4事業。右のページのほうへいきまして、工夫が必要と思われる事業ということで、83運動の推進から12番の品川図書館の高齢者支援事業ということで選定をしてございます。

次のページからは、各課の全事業を示してございます。私どものほうで12事業を選定しましたけれども、これもやったほうがいいのかということがあれば、この中からまたご意見をいただければと思います。

1番～28番が庶務課の事業となっております。17番の83運動のところは網掛けになっておりますけれども、網掛けになったところが今回選定した事業ということになっております。下の③と書いてあるものが選定の区分です。工夫が必要と思われる事業ということで、③にしてあります。新規事業ですと①になるというような見方をいただければと思います。

1つ飛んで、19番の学校用務業務委託というのがゴシックの太字になってございます。これは、過去に選定した事業ということで、ゴシックの太字にしてございます。

ページをめくっていただき、28番の学校改築の計画的な推進ということで、これは太

字になっていて網掛けということで2回目、継続ですけれども、重要な事業となっているということをご理解ください。

以下、同様になっております。

29番～50番までが学務課です。学務課では、37番の実用検定技能と、45番の給食運営。ここは、栄養士の関係もあるということで選定をさせていただきます。

51番からが指導課になります。65番の英語科の1年生～6年生、66番の同じく英語の7年生～9年生。69番のオリンピック・パラリンピックの推進事業を選定させていただきます。

73番からが教育総合支援センターです。93番の部活動指導員の配置、102番の特別支援教育のサポートを選定させていただきます。

ページをめくっていただいて、106番からが品川図書館の事業となります。113番の図書館ブックフェア、図書館窓口等業務委託・指定管理者制度、120番の高齢者支援事業ということで選定をさせていただきます。

資料の5-4のほうを先にごらんください。

今回、学識に依頼をする事業といたしましては、品川英語力向上推進プランです。先ほどの事業でいくと1年生～6年生と、7年生～9年生の2つの事業がございましたけれども、それをまとめて品川区の英語の取り組みということで、英語によるコミュニケーション能力の向上を図り、国際理解に必要な主体性や積極性を養うための英語を1年生から学んでいるということや、7年生～9年生では10時間程度のALTの派遣、8年生では海外講師と英会話を行う品川オンラインレッスンを実施していること。こうした区の独自の英語指導体制についてご意見をいただこうということでございます。

もう一つが、オリンピック・パラリンピックの推進事業でございます。来年、いよいよ東京2020大会が開催されるということになりますが、児童・生徒が世界の多様性を知り、さまざまな価値観を尊重する態度を養うことを目的として行っているオリンピック・パラリンピック事業について、特に品川区では実践事例集などをつくったりとか、独自の取り組みを行っております。また、オリンピックが終わった後のレガシーとして、何を残すべきかというようなこともご意見をいただければと思っております。

資料5-3に戻りまして、学識経験者には名和田是彦、法政大学の教授に依頼したいと思っております。

名和田教授は、これまでもさまざまな活動をされております。コミュニティ政策学会会長や、日本法社会学会の理事などを務めるほか、品川区においては、学事制度審議会の委員長を務められてもいます。また、町会・自治会のあり方と区の協働に関する調査研究委員会の委員長、それから、現在では、品川区長期基本計画の策定に係る学識アドバイザーを担っていただいております。

品川区の教育行政や地域コミュニティにも知見を有しているということで、今後、グローバル人材を育てていくということでは、このような専門的な知識を持った先生に助言をいただくことが適切ではないかということで、名和田先生を選んだ次第でございます。

それから、資料5-4の最終ページをごらんいただきたいんですけども、これが、過去に学識経験者の選定をして、見ていただき、評価をいただいた事業ということで、一覧表を載せているところでございます。

私からの説明は以上です。

【教育長】 事務局の説明が終わりました。

委員の皆様方には、事前に資料を配布させていただいています。17ページに及ぶ細かいポイントの資料で、読んでいただくのが大変だったのではないかなというふうに思います。その中からご意見を頂戴しても構いません。また、今、庶務課長が説明した内容で、特に各課の内容から12項目に絞り込んでいるとの妥当性についてのご意見も頂戴できればと思います。

もう1点。品川区として独自に評価をさせていただいている学識経験者、本年度は名和田是彦先生にお願いしたいという部分につきましてもご意見を頂戴したいという、大きくはこの2つということでしょうか。

というところで、まず始めのほうの12項目に絞り込んだ内容、これの是非論等も含めて、事務事業の点検と評価につきましても委員の皆様のお考えを出していただければというふうに考えます。

もしよろしければ、お一人ずつご発言をいただけると、もちろん2回3回と発言していただいても構わないわけなのですけれども。いかがでしょうか。

職務代理人、どうぞ。

【菅谷教育長職務代理人】 新規事業の中で、部活動指導員の配慮。今の働き方改革の中で非常に大事な部分だと思うんです。特に、学校の先生が忙しい、その大きな中身に部活動とありますよね。これをどういうふうにしていくかという物の考え方で、新しい事業を起こして考えていこうと。これはすごくいいことではないかなというふうに、1点は思います。

もう1点は、特別支援教育のサポート体制をきちんとつくっていくと。これは、教育の中で絶対に欠かせないことだと僕は思うんです。これを、私たち教育委員会のメンバーの中の検討課題にすると。非常にいいことだと思います。積極的にこのことにかかわっていきたいと思います。

【教育長】 はい、ありがとうございます。

今、2つ出していただきました。両方とも教育総合支援センターの所管する内容かなというふうに思いますが、ほかの委員の方、今の部分については何かご意見はございますでしょうか。

富尾委員、どうぞ。

【富尾委員】 私も菅谷先生と同様に、特別支援教育のサポートはとても大事なことですし、子供たちが日々成長していく中で、一刻も早くというふうに思っている親御さん、お子さん自体もそうだと思うので、しっかり考えて取り組んでいくべきことかなというふうには思います。

【教育長】 特に、富尾委員は就学相談にもかかわっていただいているので、こういった一人一人の教育的ニーズ、それと、どういう課題があるのかというところの把握にかかわっていただいているお立場から、重要性を認めていただいているところかなと思います。随分、最近は数が増えてきて大変じゃないかなと思いますけれども。

【富尾委員】 そうですね。それだけ皆さんも、いろいろな知識を持って教育にかかわってきて下さっているんだと思うので、それに応えるためにも大事なことだと思います。

【教育長】 学校の先生はもちろんなのですが、私たちもやはり勉強していかななくてはいけないところかなと思います。持続可能な学校づくりの中で、誰一人置いていかないというような部分で重要視されているところでもありますので、この辺は今後、焦点が当たってくるという気がします。

部活の指導員につきましては、事務局、東京都との連携事業ということになるのでしょうか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 国から都を通じて補助金はいただける事業となっています。

【教育長】 しかし、実際の人探しから、それは全て区でやっていくということで。今現在、何名ぐらいの指導員の方が動いている状況があるんですか。

センター長、どうぞ続けて。

【教育総合支援センター長】 今年度は2校分の予算をとりまして、2校でスタートはしましたが、実際のところは、運用開始が4月ではなく5月、6月とずれ込んだ背景もあった部分で若干の余裕もありましたので、時間数をちょっと短い形で、今、試験的に3校に配置を行っております。この成果を見て、ぜひ今後、拡充してまいりたいと考えているところです。

【教育長】 菅谷職務代理者のお話にもありましたように、教員の働き方にもかかわってくる要素があるので、これは拡大して行っていただきたいなというふうに思います。

そのほか、委員の方、いかがでしょうか。こういったところが気になるというような部分があれば。

海沼委員、どうぞ。

【海沼委員】 6番の、庶務課のほうの83運動の推進ということで、これは見守り活動ですので、ボランティアの皆さんにぜひ、この中では「ポスターやグッズを作成し」とありますが、今はベストなんかはどこのところでも古くなってきているようなので、できれば新しくしてあげてほしいなと思います。

【教育長】 83運動の推進は子供たちの安全対策ということで、これも昨今、非常に重要な視点になっている要素かなというふうに思います。また、今、町会さん独自でベストをつくっていらっしゃるようなところもありますよね。先生のところの町会もつくっていらっしゃるのですか。

【海沼委員】 町会ではないですけれども、皆さんと同じようなグリーンのを着ていますが、大分よれよれになっていて、町会で作ってあげたいなと思いますけれども、皆さん同じほうが、どこから見ても83運動をやっているなというのがみんなよくわかると思いますので、ぜひ統一していただきたいなというのがあります。

【教育長】 ユニフォーム的な要素があるのかもしれませんが、ただ、消耗品ですので、ある程度長く体制をつくっていくためには、メンテのあり方みたいなものも考えていく必要があるのかもしれませんがね。そういったところも課題として、非常に重要なポイントでいいのではないかなと私も思います。

どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 英語力向上、オリ・パラ教育の充実というか、来年いよいよオリンピッ

クですから、英語をしっかり勉強しましょうというのはとってもいいムードがあるときだと思しますので、これは強力に推し進めていただきたいと。

それと、若干気になるのは給食の関係なんですけど、時々アレルギーの子がいたり、これ、常に問題になると思うんですね。ですから、これは常にウォッチしていかないといけない課題なんじゃないかなと思います。

【教育長】 学務課から出ている3番の給食運営というのは、昔からある課題、最近の課題、そして新たな課題ということで、大分いろいろな課題が出てきている状況があるかなとは思いますが、学務課長のほうから何かご説明はございますか。

はい、学務課長。

【学務課長】 今回、評価対象の事業として給食運営を挙げさせていただいたのですが、給食は非常に幅広いものですから、全部やるとなかなか難しいかなというふうに思っています。

今回は栄養士を焦点に当てて、栄養士は今、委託化を進めている部分がございます。栄養士に関しましては、都費の栄養士が学校の半分の数、46校のうちの半分の23校に正規の都の職員として配置されているという状況でございます。もともとはそのほかの学校には栄養士さんはいらっしゃらなかったんです。この間、栄養士が配置されていない学校というのは、どうしても配置されている学校との差が出てしまうということがありました。

給食の調理代行が入ったことによりまして、それまで調理をやっていた方で、そういったことに詳しい方ですとか配置しながらやっていたのですが、そういった方々が退職をされていくということがあって、今、委託の栄養士さんを入れていたという状況でございます。

そういった事情を整理して、教育委員会の中でお話いただける機会がなかったものですから、今回、その部分を改めてご確認をいただきたいということで挙げさせていただいたものでございます。

【教育長】 職員の配置体制にもかかわるといえることですね。

こうやって挙げてみますと、それぞれ非常に大きな課題を抱え、重要な取り組みも事業もあるかなというふうに思うのですが、12項目挙げた中で、これはいらないというのは多分ないのではないと思うのですが、委員の皆さん、ごらんいただいた中で、これには入っていないけれどもこういう項目も必要じゃないのというようなところが何かございますでしょうか。やはりこれは特筆して見ていったほうがいいんじゃないのというのが、見ていただいた中であるとすれば協議したいなというふうに思いますけれども。

どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 働き方改革がどのぐらい進んでいるのかちょっとよくわからないところはあるのですが、そういう意味では、72番の教職員支援経費というのも結構必要なんじゃないかなという気はするんですけどね。

【教育長】 働き方につきましては、非常に重要な課題になってきているところで、庶務課長、太線になっているのは何でしたっけ。

庶務課長。

【庶務課長】 これは昨年、抽出事業というか、評価対象事業に挙げたということがご

ざいます。

あわせて、教職員の支援経費につきましては、学識経験者のほうにも意見をいただいて、昨年の30年度にやったということで、今回は連続になるということで。まあ、連続もあり得るんですけども、今回は、指導課は1年生～6年生、7年生～9年生とオリ・パラということで、3つの事業を選定していただいたということもありますので、これはこれとして事業は当然進めていくんですけども、今回の事業からは連続になるのではという意味で外したということです。

【塚田委員】 昨年やったんですか。その成果はどうだったんですか。

【教育長】 昨年度、学識経験者の方にも評価していただいた経緯がありまして、ここでも協議はしたんですけども、私の記憶では、さまざまな取り組みを品川区も進めておりますので、そういった内容の継続と、また、現場の状況をしっかりと把握して、改善していくところがあれば取り組まれたしというような話を聞いたような感じがいたします。

【庶務課長】 制度的には充実してきたから、今度は教員の意識の改革も大事だという意見を最後にいただいています。

【教育長】 そうですね。重点的な部分はあるけれども、なるべく幅広くやっていこうということで、重複を避けてピックアップしているという状況もあるということです。

塚田委員、いかがですか。

【塚田委員】 了解です。

【教育長】 よろしいですかね。

それでは、12項目はこれで進めていただくということでお願いしたいなというふうに思います。

また、一番最後にありました名和田教授への意見を求める対象事業。これについては、先ほど塚田委員からも話がありましたように、英語力の推進と、オリンピック・パラリンピック教育の推進という、非常にタイムリーであり、また、これから必要な内容2つを取り上げているという点で、この2項目についてはいかがですか、委員の皆さん。特にはよろしいですか。

実際に意見を出していただく方が法政大学の名和田先生ということで、事務局のほうから上がっておりますけれども、こちらについてもよろしいですか。

私は、長期基本計画の策定委員会でも一緒にさせていただいているのですが、非常に幅広い見地を持っていらっしゃる方なものですから、しかも、学事制度審議会の中で2年間教育ともどっぷりかかわっていただいたので、ご意見をしっかりと頂戴できるのではないかなというふうに考えております。

それでは、教育委員会事務事業の点検及び評価における実施について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次は、日程第3、陳情審査に移ります。子どもたちの健やかな成長を願う陳情について。本件について、まず書記より朗読をお願いいたします。

書記。

【書記】 では、私のほうから読み上げさせていただきたいと思います。

「2019年7月16日、品川区教育委員会教育長様。子どもたちの健やかな成長を願う陳情書。子どものしあわせと平和な未来を願うおめでとうピラ実行員会、陳情代表 武田よね子。

陳情趣旨 子どもたちの健やかな成長のための平素のご尽力に敬意を表します。私たちは、今年3月に教育委員会へ陳情書を提出させていただきました。再度、以下の項目に絞って陳情させていただきますので、よろしくお願ひします。

陳情項目 開かれた教育委員会にするための改善を求めます。

3月提出しました私たちの陳情書は、願意に添えがたいとのことでしたが、再度、陳情します。

1)教育委員会審議におけるマイクの使用等をしてください。

この間、傍聴させていただいていますが、特に大事な小学校使用の教科書会社を決定する審議は、まったく聞き取れません。委員の方が真剣に論議されている様子は、伺えますが、どんなご意見を述べられているか、その内容は理解できず、結論だけが聞き取れる状況です。子どもたちが使用する大事な教科書会社の決定ですので、マイクの使用等をお願いします。

2)教育委員会開催時の資料等を傍聴者にも配布・提供をしてください。

すでに同じ行政区の中にある品川区議会では資料が配布されており、審議の内容がさらにわかりやすくなっています。ぜひ、改善をお願いします。以上。」

【教育長】 書記の朗読が終わりました。

本件について、事務局より説明があればお願ひいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 陳情項目を2件いただきました。

まず、マイクの使用についてです。

教育委員会が開催されるこの教育委員室は、音響の設備がないというようなことでございます。したがって、すぐに対応することは難しいというふうに考えております。

したがいまして、発言者にはできるだけはっきりと、かつ明瞭に発言をしていただきたいと毎回のようにお伝えをしているところでありまして、今後もこれに務めてまいりたいというふうに思います。

また、傍聴者の人数にもよるとは思いますけれども、少ない場合にはできるだけ席は前のほうに配置するなど、工夫はしてまいりたいと思っております。

今日の議論もそうですけれども、いろいろ議論を活発にするというようなことでも、マイクのON/OFFのやり取りというのなかなか現実的には難しい面もあるかなと考えております。何か工夫ができることはないかということは、今後の検討課題とさせていただきますというふうに思っております。

もう一つの、資料の配布・提供についてでございます。

教育委員会での審議というものについては、ここで審議を経て、その後に議会に諮るといふ案件が大変多いということで、いわゆる意思決定過程中的の議題が数多くあるということでございます。したがいまして、資料の公開はしていないという状況でございます。

ただし、当日の議題についてはホームページ等に掲載すると同時に、傍聴者にも当日配布をしているということでございます。資料の取扱いというのは今後の課題であると認識

しておりますけれども、やはり意思決定過程中の議題が多いということで、なかなかこの場を出していくのは難しいというふうに判断をしているところでございます。

事務局からは以上でございます。

【教育長】 事務局の説明が終わりました。

委員の皆さんのほうで質疑があればお願いしたいと思います。

どうぞ、職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 私の考え方なんですけど、今日の議題にもあったと思いますが、教育委員会が議決しても、区議会のほうの議員さんの考え方で最終的に決まるといふ部分が結構あると思うんですね。そういうことに対して、先に内容を出していくということはどうかと思います。教育委員会として、自由な心でフリーなトーキングができると、非常に大事なことだと思うんですね。私は、議会と違う部分が教育委員会の中にはあるんじゃないかなと思っています。議会というのは、区民の総意による、選挙による議員さんの集まりですから、それなりの重みを持つと僕は思います。議会にかけて、教育委員会が先に論議することは結構あると思うんです。そのことをそのまま出すということは、実際あり得ないと思います。

ですから、資料性のことを考えたときに、議題だとか、いろいろと工夫をなさっていますが、それから、終わったあとに細かい報告書を出していると思います。そのことを含めて、私は今の状態でいいんじゃないかなというふうに考えております。

【教育長】 教育委員会の資料を特に中心とした、今、ご意見だったかと思いますが、資料等については、ほかの委員の皆さんはいかがですか。

どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 私は、仕事は弁護士をやっておりますけれども、裁判所も公開ということで、裁判の公開で傍聴人が入ってきますけれど、裁判所では傍聴人に裁判の資料を渡すというのはあり得ないことです。ですから、これは私の職業的な経験からはちょっと考えられない。

【教育長】 なるほどね。私なんかも傍聴へ行った経験からいきますと、裁判の資料というのはまた膨大ですからね。どれぐらいが当日の資料かというのは難しいところなのかもしれないけれども。

ほかに、資料につきましてはどうですか。

どうぞ、冨尾委員。

【冨尾委員】 私も菅谷先生と同様ですけども、やはりこの場で話し合うということが会の趣旨ですので、さらに、その後に議会で審議をするということで、また、変更ですとか、修正ですとか、たくさん可能性のあることについて資料を配布するというのは、ちょっとどうなのかなというふうに思います。

【教育長】 なるほど。

海沼委員はいかがですか。

【海沼委員】 同じく、資料配布というのはちょっとまずいかなと思います。私は町会をやっておりますけれども、町会でも傍聴させてくださいという方はいらっしゃいますけれども、傍聴のみで、やはり資料は一切お出ししていません。定例会のメンバーだけにはお出ししますけれども。ですから、そこまではいいのかなと思います。

【教育長】 さまざまな委員会によって、資料を配布したりしなかったりするというケースもあるのかもしれませんがね。教育委員会という、教育委員が会議をするという会の独自性というのも一つあるのかなど。

先ほど事務局から説明があったように、中には意思決定途中の資料もあるということで、先般あった教科書採択などもその典型かなというふうには思いますね。もちろん、ここでオープンにできる内容的なものもあるんでしょうけれども、そういったような資料が混在しているということで、一律に判断するわけにはやはりいかない問題かなというふうには思います。

先ほど、職務代理者が資料性というような言葉を使われましたけれども、やっぱりそれぞれ教育委員会にとっての資料というものは、私たちの話の中の非常に大きなよりどころとなるものでありますので、これは慎重を期して扱っていただければいいのかなという感じが私もいたします。

陳情の1つ目にあるマイクの使用ということについてはどうでしょう。

どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 陳情書の文章を読みますとね、聞こえないのか理解できないのかよく分からないのですね。要するに、「特に大事な小学校使用の教科書会社を決定する審議は、まったく聞き取れません。」こうある。まったく聞き取れないのでしょうか。続いて読みますと、「どんな意見を述べられているか、その内容は理解できず、結論だけが聞き取れる状態」だと。じゃ、結論は聞き取れているんだと。そうするとね、内容が理解できないというのは、確かにここでいろいろあの指導主事ですか、説明しますよね、あれなかなか難しいんですよ、専門的でね。

【教育長】 専門的な内容ということでね。

【塚田委員】 声は聞こえても内容は、なかなか難しいと思います。教科書を全部読んで来ても難しいと思いますので、だから聞こえないのか、内容が理解できないのか、私はどっちかという内容が理解できないということを言っているんじゃないかと思いますね。結論だけが聞き取れているんですから。ですから、これはマイクを使っても解決する問題ではないと思います。

【教育長】 内容の理解に関しましては、私どもも必要な内容を論議しているわけで、そこに出てきている内容としては当然会議にとって必要な内容としてやりとりしているのを傍聴していただいているという形になるので、これはもう変更のしようがないというところかなと思います。たとえば、今日の最初にありました55号議案から58号議案等の内容につきましても、非常に法律用語も入っていて難しいところもあるのではないかなと思いますが、これを開いて説明するわけにもいかないという状況はあろうかなと思いますね。この陳情の文章につきましては短い中で文章表記をされているので、陳情者の方の思いがそのままズバツときているかどうかはなかなかはかりかねるところはあるんですけども、マイクにつきましてはほかの委員の皆様のご意見はいかがですか？

富尾委員。

【富尾委員】 教育委員会の傍聴ということですので、教育委員会そのものの話し合いを十分に、たくさんの意見を言えるようにスムーズに進行するということが一番大事だと思うんですけども、マイクがありますと、例えばON/OFFですとか、ハウリングですとか、

さまざまなことも考えられて、スムーズな進行を妨げるおそれもあるのではないかなというふうに思います。

慣れればいいのかもしれないですけども、技術的な面ですとか、話し合いということで行きますと、マイクがないほうがいいんじゃないのかなというふうに思います。

【教育長】　　そういう思いを持っていらっしゃるということですね。

その辺については、委員の皆さんはいかがですか。

【塚田委員】　　この話し合いが大事ですからね。

【教育長】　　私も、マイクを持って発言をしているような話し合いに参加しているのですが、それと比しても、ここでの、今、私どもの話し合いは、かなり活発な論議が交わされているのではないかと私は思うんですね。

というのも、本来ですと私が、手を挙げていただいて指名をして、事務局のほうにも指名をして、その都度、一個一個やり取りをとというのが本来の形式なんですけれども、先ほどの指導課長と塚田委員の話もそうなんですけど、ポイントを突く話については、ああいうテンポの良いやり取りの中で具体化していけるという要素がかなりあるのではないかなというふうに思います。実際に、委員の皆様がご自身の意見を出しやすいように、私もなるべく話をつないでいるところもあって、そういうような流れは大切にしたいなという気持ちはあるんですね。

職務代理者、いかがですか。

【菅谷教育長職務代理者】　　教育委員会のほうで、先ほど庶務課長が話したけれども、一生懸命大きな声でしゃべりましょうという声掛けがあるものですから、私は一番しゃべりにくいほうなんですけれども、それでも皆さんにわかるように一生懸命しゃべっております。今後、検討いただけるにしても、いろいろな考え方があるとは思いますが、私たちの議論が一番大事なところだと僕は思います。聞いている方も、公的な機関ですので、検討できることは一生懸命していただいてよろしいのではないかなと思います。ただ、この場の会議が一番大事だと私は思っていますので、その範囲の中でお願いしたいなと思います。

【教育長】　　教育委員会は傍聴ができる会議体でありますので、当然、会議を傍聴できる環境を整えていくということは必要かなというふうには思いますけれどもね。私どもが本音でここで語れるということが何より大切であることは間違いないですね。

海沼委員はいかがですか。

【海沼委員】　　同じ意見です。ありがたく、よろしくをお願いします。

【教育長】　　そうですか。

ほかにどうでしょう。今回の陳情に関しまして、何かご意見がある委員の方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思うのですが、よろしいですか。

それでは、質疑が出尽くしたようでございますので、本陳情の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。継続にするのか、あるいは今日ここで結論を出すのか、まずそのどちらかのご発言をいただき、そして結論を出すのであれば、この陳情を採択するのか、不採択なのか、それについてもあわせてご発言をいただければというふうに思います。もちろん、ご意見を添えていただいても結構です。

それでは、菅谷職務代理者からお願いいたします。

【菅谷教育長職務代理者】 今日、結論を出したいと思います。不採択でいきたいと思
います。

以上です。

【教育長】 それでは、富尾委員、お願いいたします。

【富尾委員】 私も、今日結論を出すということで、不採択でいいと思います。

【教育長】 はい。

海沼委員、お願いします。

【海沼委員】 同じく、今日結論を出すということで、不採択ということでお願いいた
します。

【教育長】 はい。

塚田委員、お願いいたします。

【塚田委員】 今日結論を出して、採択しないということでよろしいと思います。

【教育長】 はい。

私も、本日結論を出す、不採択ということで考えております。

それでは、本陳情につきましては、結論を出すという意見でまとまりました。また、本
件を不採択ということで全員の意見がそろいました。

本件を不採択とすることにご異議ありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

【教育長】 それでは異議なしと認め、「子どもたちの健やかな成長を願う陳情」につ
きましては不採択とすることに決定いたします。

次は、日程第4、報告事項の3に移ります。品川区立図書館の特別整理期間について
事務局からの説明をお願いいたします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 それでは、資料9をごらんください。

品川区立図書館におきましては、全11館がそれぞれ年に一度、特別整理期間を設け書
架の整理をしてございます。本年度につきましては、以下の表のと通りの日程で行わせて
いただきます。

なお、八潮図書館の特別整理につきましては、八潮図書館で工事が予定されており、そ
の期間に休館を伴うかどうか、今検討中ですので、その工事の関係で、特別整理期間を改
めて設けさせていただきたいと思っております。

ご説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、品川区立図書館の特別整理期間につきまして、本件は了承いた
します。

次は、日程第4、報告事項の4 八潮図書館の工事について説明をお願いいたします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 八潮図書館につきましては、来年に渡って工事を予定してございま
す。八潮図書館が所在します地域センター・八潮児童センターとともに、屋上の高架水槽

の撤去であるとか、児童センターのスポーツ室の空調工事、また、屋上のフェンスの工事とともに、図書館内において、照明LED化の工事とエレベーター全体の工事を予定しております。このエレベーターの工事の期間がかなり長いのと、大規模な工事に渡るため、休館を含めて期間のほうを、今検討しているところでございます。

当初は1カ月程度の休館を予定してございましたが、こちらについてまだ調整が可能かどうか、また、休館の間に取り次ぎほかで一部の利用が可能かどうかについて、また検討を深めましてご案内させていただこうと思っております。

ご説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 少しでも区民の方に開かれる状況があれば、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

八潮図書館の工事について、本件も了承いたします。

次は、日程第5、その他になります。令和元年9月の予定について説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、資料11のほうをごらんください。

9月の行事予定の追加ということでございます。3日と10日に開催するということがご案内いたしました。今回は追加ということで、10日の4時から、今年度の第1回総合教育会議を開催するというので、今、総務のほうと話を詰めております。開催は決定しています。議題のほうを総務と詰めておりますので、4時からということ、新たな日程ということで追加をしていただければと思います。

説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質問があればお願いいたします。

大丈夫でしょうか。10日の4時から、本年度第一回の総合教育会議が開催されるということ、よろしいでしょうか。教育委員会終了後という形になると思います。

特にご質問がないようであれば、本件も了承いたします。

その他、事務局のほうから何かありますか。

(「ございません」の声あり)

【教育長】 それでは、先ほど決定いたしましたとおり、非公開の会議を開きたいと思っておりますので、傍聴の方はご退出願います。

— 了 —